

## 取引基本契約書

### 定義

- a) 「買主」とは、売主に発注する個人、会社または企業をいう。
- b) 「条件」とは、買主へ本製品を販売供給するための本条件をいう。
- c) 「契約」とは、買主へ本製品を販売供給するため売主および買主間において締結された契約をいう。
- d) 「本製品」とは、売主が買主へ供給する製品をいう。
- e) 「インコタームス」とは、国際商業会議所の取引条件の最新版をいう。
- f) 「売主」とは、日本エレクトリゾーラ株式会社をいう。

### 1. 契約の適用

- 1.1 買主と売主との間において書面による別段の合意がない限り、本条件は、あらゆる契約に適用されるものとする。但し、買主が買主の仕様書、発注書または類似の文書に基づいて適用しようとする条件が含まれる他のすべての条件を除く。
- 1.2 本条件は、口頭または書面によるあらゆる契約にも適用されるものとする。
- 1.3 売主の従業員または代理人によるいかなる口頭による表明もしくは口頭による言辞も本契約の一部を構成しないものとし、かかる口頭による表明または言辞は、書面をもって確認されない限り、売主側の表明もしくは本契約の条件を構成するとは見なされない。

### 2. 修正および取消

- 2.1 本契約の条件は変更してはならない。但し、売主が明白に書面により変更を実行または受諾する場合は、この限りでない。
- 2.2 買主は、売主の書面による事前同意がある場合に限り、本契約を取り消すことができる。契約の解除により、売主は、本契約に基づき当日まで自らが遂行したすべての作業について当該作業に付随する費用を含む代金を買主に請求することができる。

### 3. 注文

- 3.1 買主が提出する発注書は、売主の正式代表者が書面により確認するまでは、売主により受諾されたとは見なされないものとする。
- 3.2 書面による注文は注文時における価格を示すが、請求価格は、引渡時における価格であり、注文時の価格とは異なる場合がある。
- 3.3 売主が一旦受諾した本製品の注文は、売主の書面による事前同意を得ることなく取消または停止することはできない。売主が同意した注文の取消または停止は、当該取消または停止により全面的にまたは部分的に被った損失について買主が売主に補償することを条件とする。

#### 4.引渡

4.1.引渡条件は、インコタームス2010に準拠する。

4.2.買主の特別の引渡要件により生じた追加費用については、買主がこれを負担するものとする。

4.3.売主との書面による別段の合意がない限り、納期は本契約の厳守条件ではないものとする。すべての引渡予定日は、おおよその目安である。但し、売主は、予定日に引き渡すようあらゆる適切な努力を尽くさなければならない。

4.4.売主は、いかなる理由にせよ、本製品の引渡遅滞により直接または間接的に生じた直接的損失、間接的損失もしくは結果的損失（当該三用語には、純粋な経済的損失、利益の逸失、商機の逸失、信用の失墜および類似の損失が含まれるが、これらのみに限定されない）、費用、損害、料金または経費について一切責任を負わないものとする。

4.5.遅滞の場合、売主は、本製品の買主への運送費に関わる割増分を負担しないものとする。

4.6.本製品の引渡の準備が整っているにもかかわらず、何らかの理由により、買主が本製品を引き取らない場合、もしくは買主が適切な指示、書類、ライセンスまたは許可を提出しなかったために売主が本製品を期日通りに引き渡すことができない場合は、

- a) 本製品に関わる危険負担は買主へ移転するものとする（売主の過失に起因する損失または損害によるものを含む）
- b) 本製品は引き渡し済みと見なされるものとする
- c) 売主は、本製品を引き渡すまで保管することができるが、買主は、あらゆる関連費用および経費を支払うものとする（保管料および保険料が含まれるが、これらのみに限定されない）。

#### 5.不可抗力

5.1.売主は、各契約を迅速に履行するためあらゆる適切な努力を尽くさなければならない。但し、直接または間接を問わず、売主の妥当な支配のおよばない不可抗力の発生または事象に起因する、引渡の遅滞、または作業もしくはサービス完了の遅滞、その他本契約に基づく義務の不履行については、売主は責任を負わないものとする。不可抗力事象には、産業または労働争議、暴動、暴徒、火災、洪水、戦争、内乱、禁輸措置、労働力・資材・電力・燃料・輸送手段の不足、伝染病、パンデミックまたはその他の不測の事象（受難者が売主またはその原料や副資材の供給者もしくは下請業者かどうかを問わない）、法律、規制、または政府もしくは他の管轄当局の行為または不作為により生ずる状況が含まれるが、これらに限定されない。

5.2.不可抗力を原因とする遅滞は免責されるものとする。売主は、契約に基づいて供給された数量を任意の期間、解約、撤回、破棄、停止、または低減することができ、その結果として生じる損失、被害または損害については一切責任を負わない。

5.3. 売主側におけるかかる遅滞または不履行は、引渡済み本製品の代金支払に関する買主の義務には影響を及ぼさないものとする。

## 6. 所有権および危険負担

6.1. 本製品に関する所有権の移転は、売主による代金全額受領（別段の合意がない限り、支払遅滞に対する利息を含む）の日をもって行われる。

6.2. 本製品価格を全額支払うまで、買主は、

- (a) 本製品を保管、保護および識別するために必要なあらゆる対策を講じ、当該対策について売主に報告し、売主が本製品の適切な保管場所へ顧客の責任と費用負担により自由に立入ることができるようにすることを確約する。
- (b) 売主の書面による事前の許可を得ることなく、本製品を使用もしくは加工しない、担保として呈しない、もしくは転売しないことに合意する。

6.3. 本製品の損傷または紛失の危険負担は、インコタームス2010に従って買主へ移転するものとする。

## 7. 価格

7.1. 書面による別段の合意がない限り、本製品について支払われるべき価格は、売主からの発送日時点における売主の価格表または見積書に明記されたとおりとする。

7.2. かかる価格は、本製品に関わる保管料、運送費、保険料、関税、その他の諸税および費用を含まないものとする。これらの諸費用はすべて買主の負担として価格に加算されるものとする。

7.3. 売主は、自らの支配外にある要因の結果として製品原価の増大を反映するため見積価格を随時値上げする権利を有する。

## 8. 支払

8.1. 支払条件については、見積書に明記されたとおり、書面をもって合意するものとする。

8.2. 合意期日を過ぎた未払金については、支払期日を起算日とした年率十パーセント（10%）の利息が生じるものとする。

8.3. 買主は、売主への請求金額がある場合、これを契約に基づく売主への支払と相殺する権利を有しないものとする。

8.4. 売主は、利息を含むすべての未払金額が完済されるまで、買主へのありとあらゆる引渡を保留することができる。

## 9. 知的財産

9.1.売主は、本製品が第三者の著作権、特許、意匠登録、商標またはその他の産業財産権を侵害していないことを表明または保証しない。

9.2.書面による別段の合意がない限り、本製品に由来する知的財産権、もしくは本製品の知的財産権はすべて売主に帰属するものとする。

9.3.本契約に基づいて明白に許諾された権利を除き、本契約におけるいかなる規定も、いずれかの当事者の知的財産権を相手方当事者に譲渡する役割を果たさない。各当事者は、本契約以前に開発された、または本契約の範囲外において開発された知的財産に関わる独占的利益または所有権を留保する。

## 10. 製品の品質保証

10.1.売主は、本製品が同種製品の本来の使用目的範囲に於いて公表仕様に対応することを保証する。

10.2.買主は、本製品が目的地に到着次第可能な限り早急に本製品を検査するものとする。本製品の適合性に何らかの欠如がある場合は、買主は、当該適合性欠如を発見または発見して然るべき日から15日以内に書面をもって売主に報告しなければならない。

買主が本製品の合意目的地への到着日から6か月以内に売主に適合性欠如を報告しない場合は、いかなる場合においても買主は適合性欠如に関する救済策を享受しないものとする。

10.3.本製品が不適合品であり、かつ買主が第10.2条に従って通知し、更に本製品を保持することを選択しない場合は、売主は、自らの単独裁量により、当該不適合製品を無償で交換、もしくは不適合製品を引き取り、買主が払い済みの場合は購入代金を返還するものとする。

10.4.売主が第10.3条を順守する限り、売主は、かかる本製品に関する第10.1条における保証の違反について更なる責任を負わず、買主に対してはこれ以上のいかなる責任をも問われないものとする。売主がかかる本製品の交換を選択する場合は、売主は、適切な時間的猶予をもって交換を遂行する。

10.5.下記の場合、売主は、本製品の適合性欠如を償う責任を負わないものとする。

- (a) 買主がかかる通知をした後、なおも当該本製品を使用する場合。
- (b) 欠陥の発生理由が、買主が本製品の保管、設置、検査、使用または保守に関する売主の口頭または書面による指示、もしくは、それらが該当しない場合は適切な取引慣行に従わなかったことにある場合。
- (c) 買主が、売主の書面による事前同意を得ることなく、かかる本製品を変更または修理する場合。

10.6.売主が買主の要求により「試供品」として提供する製品は、テスト目的のためにのみ提供されるものであり、買主は、当該試供品に由来または関連して発生する損失または損害について単独で責任を負うものとする。

10.7.本条における保証は、買主のみを対象とするものであり、買主の顧客または買主の製品の

ユーザーまでは拡大適用されない。

10.8.本条における保証は、航空機、宇宙、船舶用およびその関連用途の製品には拡大適用されない。

#### 11.責任の制限

本契約に基づく損害賠償に関する買主への売主の債務総額は、当該損害賠償の請求が契約、不法行為または厳格責任に基づくものかどうかを問わず、本契約に基づいて提供された本製品、作業またはサービスの購入価格を限度とするものとし、いかなる状況下においてもこれを超えてはならない。上述にかかわらず、売主は、いかなる状況下においても、間接的、結果的、特別、懲罰的、付随的または例示的損害賠償について責任を負わない。これらには本契約に由来もしくは関連して生じる利益の逸失または商機の逸失、信用の失墜、貯蓄の逸失、労務費、使用の逸失または事業の中断が含まれるが、これらに限定されない。

#### 12.軍、航空機、宇宙および船舶用製品

12.1.買主は、本製品が2010年戦略貿易法に規定された軍用およびその関連用途に使用しないことに合意する。本製品がかかる用途を目的とする場合は、買主は売主に報告するものとする。

12.2.買主は、本製品が航空機、宇宙、船舶用およびその関連用途に使用しないことに合意する。本製品がかかる用途を目的とする場合は、買主は売主に報告するものとする。

#### 13.規制

買主は、すべての関連法および規制の順守について、および必要な輸出入許可、通関、為替管理承認またはその他のあらゆる許認可を自らの費用負担により取得維持することについて、責任を負うものとする。

#### 14.秘密保持

買主は、自らに与えられるすべての情報を部外秘として取り扱う。かかる情報には見積価格、図面、仕様書、企業秘密および指示が含まれるが、これらに限るものではない。買主は、いかなる情報も自らの使用のため、または当該情報の本来の提供目的以外に使用しないことに同意する。買主は、売主の書面による事前同意を得ることなく、第三者が複製または使用することのできる文書およびその内容または当該文書に関する情報を、いかなる様式または形式によっても、第三者に開示、伝達または発信してはならない。

#### 15.権利放棄

売主が本契約の条項の厳守を要求しない場合といえども、そのことをもって、当該条件に関する権利放棄と解釈してはならない。更に、そのことは、かかる条項を後日行使する売主の権利

に些かの影響も及ぼさないものとする。

#### **16.分離条項**

本契約における条項の文言が司法管轄区の裁判所、法廷または行政機関により全面的にまたは部分的に違法、無効、効力なし、取消可能、強制力なし、もしくは不合理と判断された場合といえども、当該規定は、当該違法性、無効性、非有効性、無効化可能性、非強制性または不合理性の範囲内で、分離可能と見なされるものとし、従って、本契約の残りの規定および当該規定の残余部分は有効に存続するものとする。

#### **17.準拠法**

本契約の解釈、有効性および履行は、日本国内法に準拠し、紛争が生じた場合は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。